安全センター

[発行]
尼崎労働者安全衛生センター
[連絡先]
〒660-0802
尼崎市長洲中通 1-7-6
TEL・FAX 06-4950-6653

6月25日（土） 正午～
尼崎市中小企業センター
（尼崎市昭和通 2-6-68）
クボタ・ショックから11年
「アスベスト被害の救済と根絶を目指す尼崎集会」
に参加しましょう！

京都の総本山仁和寺（にんなじ）は ブラック企業か？

徒然草の「仁和寺にある法師」のお話はよく教科書に出てきました。

この有名な京都御室（おむろ）にある仁和寺の経営する宿泊施設、御室会館・食堂の料理長だった男性（五八歳）が、過重労働で「抑うつ神経症」を発症。二〇一三年七月に労災認定され、今年四月一二日には京都地裁で四二〇〇万円の損害賠償も認められました。

彼は一日一二時間以上の過酷勤務に加えて数年にわたり無休勤務！発症前年の二〇一一年の勤務は三五八日間連続だったとの事です。会館で徹夜になることもしばしばありましたが、この「ブラック企業」は超過残業代を支払いませんでした。一二年八月からは発病休職に入りましたが、仁和寺からはすぐに退職勧奨を受けてしまいました。発症直前六カ月間はほぼ恒常的に連続勤務。修学旅行の団体への対応などに追われ、

仁和寺　御室会館
ホームページより

一日の労働も一〇時間以上。労災認定では、心理的負担の強度（強）と判定されました。

監督署が労災打ち切りを 事前に雇い主に！

しかしこの労災は、最初から相談に乗ってきたきょうとユニオンの抗議にも関わらず、二〇一四年四月、一年八カ月で症状固定と判断され、「治癒」として打ち切られてしまいました。主治医は日常生活の指導やカウンセリングでの治療を主にして、薬の服薬をなるべく少なく心がけてきました。（抗不安薬デパス〇・五mg、リーゼ五mg）それを監督署は安易に急性期を脱し、症状が安定していると判断したのです。症状固定を**不当にも事前に**京都上労基署から聞かされた仁和寺側は直ちに職場復帰命令を出してきました。

労基署の症状固定・労災打ち切りに対しては、審査請求、再審査請求で抵抗、仁和寺とは職場復帰命令は不当とユニオンの団体交渉で争ってきました。そうした中で再審査請求と併行して出した障害等級申請では九級（一時金三九一日分）との判断が昨年九月に下されています。

四月一二日の判決では、「極めて過酷な長時間労働を強いて、多額の時間外手当を労働基準法に違反して支払っておらず悪質」とされました。今ベストセラーの『京都嫌い』では生臭坊主がこきおろされていますが、それに輪をかけないかと、被害者の回復状況はもちろんの事ながら、心配です。（その後、仁和寺側は控訴を断念。安全配慮義務違反を認めて和解に応じました。）

各職場の災害をみんなで検討

－医療機関の針刺し事故をどう防ぐ－

四月二一日、定例交流会が安全センター事務所で開かれました。この日のテーマは「最近の事故・災害報告」で参加は九名、労組・団体より報告を受けました。

日本板硝子の工場で足首ねんざの災害。三〇cm＋三〇cmの二段ステップの作業台から床に左足を降ろした時にねんざ。骨には異常なく、シップと痛み止めですみました。交流会での討論の中でうちの職場ではステップは一五cmに決めている。三〇cmは高いのではないかと。建築基準法で階段のステップは二二cmまで、踏み面は二一センチ以上と決められています。被災者はまだ若い経験一・五ヶ月の派遣労働者でした。

JAM東洋精機でも若い労働者の左手人差し指骨折事故がありました。研磨作業のため、回転工具に取り付けられたロッドの先に研磨布を巻き付け、軍手で持った品物を研磨しようとしたときに、誤って右手がスイッチに触れ、軍手が絡まったというものです。磨く対象物は、手に持たずバイス台にしっかり固定しなければいけません。研磨作業について改めて対象者全員の再教育を行いました。繰り返しの教育が重要です。

また、阪神医療生協から病棟での針刺し事故の報告がありました。針刺し事故は患者さんのエイズやC型・B型肝炎などの感染リスクがあり、古くからある労災事故です。

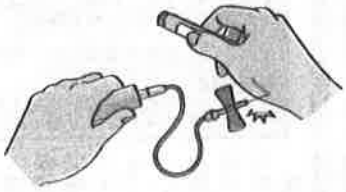

今回の災害は、阪神医生協診療所の病棟の詰め所内で、使い捨ての注射針を取り付けて使用するタイプの注射器を使用後、かぶせたキャップを素手で握って針と一緒に注射器から外そうとした時、キャップだけが外れて取れ残った針で第一指を穿刺してしまいました。もちろん労災申請し認定され、労災医療としてフォローされました。対策として針を手で外すのではなく、はさみで挟んで外すことを徹底しています。

一人作業で鉄板の下敷き死

二〇一六・二・二三　神戸新聞

切断作業中　鉄板下敷き　男性が死亡

尼崎

22日午後1時50分ごろ、尼崎市元浜町4の建設機械販売、レンタル会社「ニシコン」の工場内で、作業中の嘱託社員山崎英俊さん（74）＝西宮市高須町1＝が鉄板（約200キロ）の下敷きになり、死亡した。

尼崎南署によると、山崎さんは一人でクレーンを使って鉄板を移動させ、工具で切断作業をしていたという。

フルタイムで働いて年収二〇〇万円までという労働者が、民間企業労働者の四分の一、一二〇万人いる。非正規雇用は二〇一二万人、労働者の三八％になった。年収二〇〇万をフルタイムの年間所定内労働時間一八六〇時間で割ると時給一〇七五円になる。しかも、年収二〇〇万程度であるから毎年の安定した雇用ではない。いつ契約期限切れで切られるかわからない。貯金もできていないから、切られたら雇用保険でしばらく失業しているゆとりもない。そうなると、日銭で稼ぐしかなくなってくる…今年一月一八日、ビル・ゲイツなど世界で最も裕福な六二人の資産約二〇六兆円は、世界の所得下位三六億人の資産合計とほぼ同じと報じられた。世界人口の一％の金持の総資産額が、残る九九％の人の総資産額を超えているとも報告されている。人間どうしの間にこれだけの不平等を作り出した人は、犯罪者ではないのか？―と思いつつ、「鉄板下敷き　男性が死亡　尼崎」の記事に目がいった。この七四歳の気の毒な「嘱託社員」は日本で下から何％ぐらいの資産保有に位置する労働者だったのだろうか、と。（H）

川内原発の不安

二〇一五・四・二三　毎日新聞

大噴火の危険性「事実誤認」

川内原発差し止め却下　予知連会長が反論

九州電力川内原発1、2号機（鹿児島県薩摩川内市）の再稼働差し止めの仮処分申し立てを却下した決定で、鹿児島地裁（前田郁勝裁判長）が原子力規制委員会による火山対策の審査に「不合理な点はない」とした根拠について、藤井敏嗣・火山噴火予知連絡会会長は毎日新聞の取材に「事実誤認がある」と反論した。地裁は決定で、規制委の審査について「火山学の専門家の関与・協力を得ながら厳格かつ詳細な審議を行った」とした。これに対し、藤井会長は「火山学者が呼ばれたことはあるが、審査には参加していない」と指摘した。

また、巨大噴火について、決定は「可能性が十分に小さいとは言えないと考える火山学者も一定数存在するが、火山学会の多数を占めるものとまでは認められない」と結論付けたが、藤井会長は「むしろ多数で、実態と違う」と否定した。【扇井真平】

職場で取れていますか？「介護休業」

（第3種郵便物認可）　2016. 1. 29　神戸新聞

雇用保険法案　介護休業3分割可能に

閣議決定　給付金は引き上げ

政府は29日、介護休業を3回まで分けて取れるようにし、休業中の給付金を賃金の40％から67％に引き上げることなどを柱とした雇用保険関連法案を閣議決定した。非正規労働者の育児休業の取得要件を緩和することや、企業にマタニティーハラスメント（マタハラ）防止策を義務付けることも盛り込んだ。3月中の成立を目指す。

介護休業は現在、家族1人につき原則1回（最長93日間）しか取得できず、利用が低迷しているため、個々の事情に応じて使いやすくする。給付金も育児休業と同じ割合に増やすことで取得を促す。

政府は一連の改正で「介護離職ゼロ」や「希望出生率1・8」の実現に向けた仕事と介護や育児の両立支援を強化したい考えだ。

介護休業の分割は来年1月、給付金引き上げはことし8月に施行予定。

育児休業に関しては来年1月の施行。パートや派遣など非正規労働者の場合でも1年以上雇用されていれば、子どもが1歳半になる前に契約が終了して更新されないことが明確な場合を除き、休みを取れるようにする。

マタハラ対策も来年1月に施行。妊娠や出産、育児休業の取得をめぐる上司や同僚による嫌がらせを防ぐため、事業主に相談窓口の設置や上司らの研修などを義務付ける。

労使が折半する雇用保険料は、ことし4月に賃金の1・0％から0・8％に引き下げる。働く高齢者が増えているため65歳以上の雇用保険の新規加入も認め、失業手当を受け取れるようにする。

関連法案は育児・介護休業法改正案や男女雇用機会均等法改正案などをまとめた。

雇用保険関連法案に盛り込まれた主な内容

	改正の中身	施行時期
介護休業	3回まで分割取得可能に	来年1月
	休業中の給付金を賃金の67%に引き上げ	ことし8月
育児休業	非正規労働者の取得要件の緩和	来年1月
マタハラ対策	上司・同僚による嫌がらせの防止策を義務化	来年1月
雇用保険	保険料を賃金の1%から0.8%に引き下げ	ことし4月
	65歳以上の新規加入を認め失業手当受給可能に	来年1月

今年の三月三一日に安全と衛生の講演会「仕事と介護の両立のために」を安全センター主催で開催しました。その中で、多様な休業制度など法整備やその周知が両立支援の一つとして上げられていました。右の新聞記事の通り（法成立は三月三〇日）、

① 介護休業（九三日間）を三回分割で取得することが可能になります。

② 介護休業時の給付金が休業前賃金の四〇％から六七％へ引きあげられます。

確かに、介護休暇が取れるといっても年に数回休暇が必要な状況もあるし、また収入が半分以下になって自分自身の生活も苦しくなるような制度だから利用率が低かったのか、と考えるとこの改正は改善と言えると思います。

今、働きながら介護する方が二九〇万人、介護離職者が一年間に一〇万人程いると言われています。会社にとっても、働くなかまを想う労働組合としても、介護離職をどう減らしていくかを考えていかなければなりません。

今回の改正が抜本的な改善につながるかどうかはわかりませんが、これまでよりも良いものにできたのですから、皆さんの職場でどんどん周知徹底を図りましょう。